

福岡医発第 711 号 (地)

平成 29 年 6 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「STOP! 転倒災害 FUKUOKA 総点検運動」の取組について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年 of 福岡県内の労働災害につきましては、休業 4 日以上 of 死傷災害 (以下「死傷災害」という。) が 5,175 人と、一昨年より 1.8% の増加となっており、このうち転倒災害が 20.9% を占めています。このように、転倒災害が死傷災害 of 2 割以上を占めていることから、厚生労働省においては、「STOP! 転倒災害プロジェクト」(別添 1) を主唱し、各事業場における転倒災害防止対策 of 展開を図っているところです。

福岡県においては、平成 29 年 4 月末現在、労働災害による死傷者が 234 人と前年同期と比べて 28.2% 減少し、本年に入り一定 of 成果が得られたところですが、転倒災害は死傷災害 of 事故 of 類型の中では、全産業 of 19.6% と最も多発しており、引き続き重点的に防止対策に取り組むことが必要と考えられています。

このような状況から、福岡労働局においては、平成 29 年 6 月 (安全週間準備期間) から平成 30 年 2 月 (積雪や凍結による転倒災害 of 多発時期) までの毎月 1 ～ 7 日を転倒災害防止のため of 点検項目を総点検する習慣と定め、「STOP! 転倒災害 FUKUOKA 総点検運動」を展開することといたしました。

つきましては、別紙 of リーフレット配布等により、貴会会員への周知方よろしくお願ひ申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之
会長 白石恒明

福岡労発基 0523 第 3 号

平成 29 年 5 月 23 日

公益社団法人 福岡県医師会 殿

福岡労働局長



「STOP! 転倒災害 FUKUOKA 総点検運動」の
取組について(協力要請)

平成 28 年における福岡県内の労働災害は、休業 4 日以上之死傷災害が 5,175 人で前年の 5,083 人と比べ、92 人(前年比 1.8%)の増加になっており、このうち、転倒災害が 20.9%を占めています。転倒災害は、死傷災害の中でも災害件数が多く、その 2 割以上を占めることから、厚生労働省では、労働災害防止のための重点的施策の一つとして、平成 27 年 1 月から「STOP! 転倒災害プロジェクト」(別添 1)を主唱し、各事業場における転倒災害防止対策の展開を図っているところです。

福岡労働局では、昨年、「福岡転倒災害防止 総点検運動」を実施した結果、平成 29 年 4 月末日の転倒災害にかかる死傷者が 234 人と前年同期と比べ、28.2%減少し、本年に入り、一定の成果が得られました。

しかしながら、転倒災害は、依然として、死傷災害の事故の類型の中では最も多発しており、全産業の 19.6%を占めるため、引き続き、重点的に取り組むことが必要と考えています。

このような状況から、当局では、昨年の取り組みを踏まえ、本年も、転倒災害防止運動を推進することとし、特に本年は、平成 29 年 6 月(安全週間準備期間)から平成 30 年 2 月(積雪や凍結による転倒災害の多発時期)までの毎月 1～7 日を転倒災害防止のための点検項目を総点検する週間と定め、「STOP! 転倒災害 FUKUOKA 総点検運動」を展開することとしました。

つきましては、貴団体の傘下の会員事業場に対し、別紙のリーフレット(福岡労働局 HP 掲載)の配布等により周知いただくとともに、同リーフレットの「転倒災害防止のためのチェックシート」を活用して総点検を実施していただきますようお願いいたします。



STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月20日から平成27年12月31日までを実施期間とする「STOP！転倒災害プロジェクト2015」に基づき、休業4日以上之死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。その結果、平成27年11月末速報値では、全国の転倒災害の件数は前年比で2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上之死傷災害の中で最も件数が多く、平成24年同期比でみるとわずかな減少にとどまっており、平成29年までに休業4日以上之死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として実施するものである。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する2月、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。

2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 厚生労働省の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ④ 都道府県労働局、労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指

導

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間に実施する事項

① 2月の実施事項

ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発

② 6月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 転倒予防体操の励行

(3) 冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

STOP! 転倒災害 FUKUOKA 総点検運動

～ 誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために ～

取組期間: 平成29年6月～平成30年2月

福岡労働局では、昨年、「福岡転倒災害防止 総点検運動」を展開し、本年に入り、転倒災害の発生件数が減少しています。しかしながら、転倒災害発生件数は、全体の約2割を占めていることから、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の一環として、「**STOP! 転倒災害 FUKUOKA 総点検運動**」を実施することとしました。下記の**チェック項目**を毎月1～7日に決まってチェックし、転倒災害防止に努めましょう。

図1 転倒災害に係る労働災害発生状況

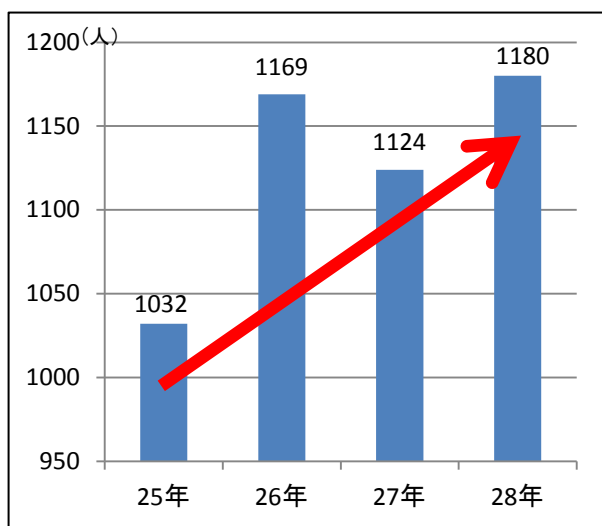
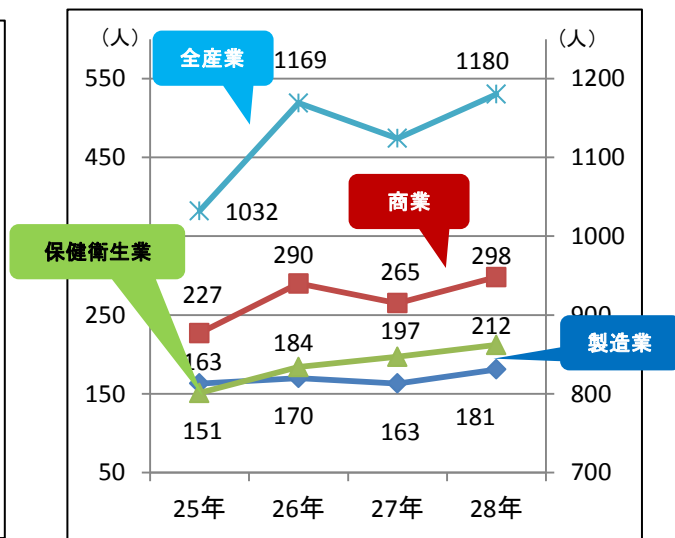


図2 業種別転倒災害発生状況



福岡県内では、転倒災害が平成25年から平成28年までの間に、**148人(14.3%)**増加している状況で、さらに、増加傾向にあります。転倒災害は、1年間で発生している労働災害の約1/4を占め、労働現場の労働災害防止活動では、**喫緊の課題**となっています。

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		レ
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐



転倒防止対策

①常時使用する労働者が10人以上50人未満の事業場は、安全衛生推進者（衛生推進者）を選任しましょう。

労働安全衛生法 第12条の2に基づき、

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において、安全衛生推進者（小売業など業種によっては、衛生推進者）を登録を受けた者が行う講習を修了した者等のうちから、選任することが必要です。

ガイドライン

小売業、社会福祉施設、飲食店などの業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインにより選任しましょう。

（安全推進者の職務）

- 職場環境及び作業方法の改善に関すること。（床面の段差等の解消、4Sの推進、ストレッチ体操の推進）
- 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること。（雇入時の転倒防止教育の実施、危険マップの作成）
- 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること。

②4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）を実施しましょう。

4 S とは、以下のことを日常的な活動として行うのが4 S 活動です。

整理 要るものと要らないものを分ける

整頓 要るものを区分して、使いやすい便利な場所に、安全な状態でキチンと収納する。

清掃 通路、作業用具等まで掃除して、汚れをなくし、ゴミ等のないきれいな職場にする。

清潔 職場内の清潔を維持し、向上するよう努力する。

- ◆4 S 活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。

③労働者一人ひとりが、転倒しにくい作業方法に努めましょう。

- ◆時間に余裕をもって行動しましょう。
- ◆滑りやすい場所では、小さな歩幅で歩行しましょう。
- ◆足元が見えにくい状態での作業は避けるなど、転倒しにくい作業で行いましょう。

④その他の対策

- ◆作業に適した靴（防滑性、撥水性、保温性のある靴）を着用し作業を行いましょう。
- ◆職場の転倒リスクを記した危険マップ（ハザードマップ）を作成し、労働者へ危険情報を事前に通知しましょう。
- ◆高齢労働者に対して、段差をなるべく少なくする、段差の部位に滑り止めを取り付けるなどの対策を取りましょう。

